

# 令和元年度医療情報システム運用管理業務委託に関する委託事業者選考審査基準

## 1 趣旨

本業務委託を実施する事業者を選考するにあたり、最も優れた提案者を優先交渉権者として選出するため必要な事項を定める。

## 2 選考審査

選考審査は、本業務委託に関する委託事業者選考審査委員会設置要綱に定める選考審査委員会（以下、選考審査委員会とする。）が行う。

## 3 提案書及び見積書

市立病院は、別に定める募集要項に基づく提案書及び見積書を選考対象業者に期日を定め提出を求める。

## 4 選考における配点割合

書面審査	20%	60点
見積額	40%	120点
プレゼン審査	40%	120点
合計	100%	300点

## 5 見積書金額の評点

各事業者の評点 =  $120 \text{点} \times \text{最低見積金額} \div \text{各事業者の見積金額}$

## 6 書面審査の評点

書面審査は、提案書の書面について選考審査委員会の委員で実施します。

原点数は、提案内容に具体性があるか、考え方がより整理されているか等の観点から、各項目について1位を3点、2位を2点、3位を1点、4位以下は0点として採点します。

同順位の場合は同得点とし、次順位者は同順位者数を減じた順位とします。

原点数に各項目のウェイトを乗じて合計したものを評点とします。

応募者が1者しかない場合も、当院の審査基準に沿って評価し、プレゼン審査に進んで頂きます。（契約に至ることを約束するものではありません。）

応募者が1者しかない場合は、相対評価ができないので、各項目について、応募者の提案内容が特に優れている場合は「特優」、優れている場合は「優」、普通の場合は「普」、劣っている場合は「劣」とする。

No.	項目	審査基準
-----	----	------

1	業務実施方針	・地域拠点病院や救急指定病院でもある当院の医療情報システムの停止が許されないことの理解
2	組織・実施体制	・ 業務を遂行できる組織体制や管理責任体制 ・ 業務従事者の経験、資格等
3	業務実施体制	・ 24時間即応体制又はそれに準ずる体制
4	事業実績	・ 医療機関（電子カルテ実施病院）での受託実績
5	個人情報保護体制	・ 個人情報保護に対する考え方、体制
6	当院に対する提案	・ 当院にとっての有効性

#### 7 プレゼン審査の評点

プレゼン審査では、業務遂行能力を主眼とし、医療情報システム運用管理業務知識についても評価します。

#### 8 優先交渉権者の決定

書面審査、見積額、プレゼン審査の得点を合計し、最も高得点のものを優先交渉権者とします。次に高得点の者を次点交渉権者とします。1位得点者のものが複数あるときは、書面審査、プレゼン審査の得点合計が最も高得点のものを優先交渉権者とします。書面審査、プレゼン審査の得点合計がなお同得点であれば、プレゼン審査の1位得点者を優先交渉権者とします。

応募者が1者しかない場合は、その総合得点が全体の60%を下回る場合は、失格とし、契約交渉の対象とはしない。

その場合は、再募集も含めて選考審査委員会で検討する。